資料 2

令和８年１０月１９日
福 祉 部 長 寿 応 援 課

福祉会館の指定管理者の指定について

１　施設の名称・指定管理者候補者・指定期間

施設の名称	指定管理者候補者	指定期間
東陽福祉会館	東京都豊島区東池袋一丁目４４番３号 池袋ＩＳＰタマビル 労働者協同組合ワーカーズコープ・ センター事業団 代表理事　藤田　徹	令和９年４月１日から 令和１４年3月３１日 まで

２　選定方法

公募選定の方法

（１）第一次審査

応募法人による応募申込み時の提出書類について、事業計画書、収支計画書を基に審査を行い、総合的な審査を行った。その結果、配点の６割以上の得点を獲得したため、第一次審査通過とした。

（２）第二次審査

第一次審査を通過した法人に対して、現地視察及びヒアリング、プレゼンテーションを行い、総合評価により指定管理者候補者を選定した。

３　選定の経緯

日　付	会 議 名	内　容
令和８年４月２２日	第１回指定管理者選定評価委員会福祉部所管施設専門部会	募集要項(案)、選定基準(案)、評価基準（案）及び審査手順（案）の決定
令和８年５月１９日	第１回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会	募集要項、選定基準、評価基準及び審査手順の決定
令和８年５月２０日		公募開始

令和８年６月１９日		公募締切
令和８年７月２日	第２回指定管理者選定評価委員会福祉部所管施設専門部会	第一次審査通過法人決定
令和８年７月７日		第一次審査通過法人現地視察 第一次審査通過法人プレゼンテーション
令和８年８月４日	第３回指定管理者選定評価委員会福祉部所管施設専門部会	選定評価委員会に推薦する候補者選定
令和８年８月２７日	第２回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会	指定管理者候補者決定

４　選定結果

（１）応募状況

応募事業者数　　１法人

（２）第一次審査の結果（書類審査）

評 価 項 目	合計点	労働者協同組合 ワーカーズコープ・ センター事業団
Ⅰ．受託する姿勢や意欲	１０	８．９
Ⅱ．受託施設の運営に関する考え方	４０	３１．０
Ⅲ．異世代交流について	１０	８．９
Ⅳ．区民サービスに関する考え方	１４０	１０７．５
Ⅴ．福祉会館事業の運営の考え方	８０	６４．４
Ⅵ．受託施設における地域との関わりに対する考え方	４０	３０．４
Ⅶ．開設前の準備	５	３．１
Ⅷ．法人運営状況	６５	５０．４
Ⅸ．特記事項	１０	９．４
合　計	４００	３１４

６割以上の得点（２４０点以上）を獲得していることから第一次審査通過とする。

（３）第二次審査の結果（プレゼンテーション・ヒアリング）

評 価 項 目		合計点	労働者協同組合 ワーカーズコープ・ センター事業団
Ⅰ．施設視察	１　施設の環境	５０	４１．０
	２　利用者への働きかけ	２０	１５．０
	３　衛生環境	４０	３２．９
	４　安全管理	２０	１５．４
	５　個人情報保護	２０	１６．０
Ⅱ．プレゼンテーション	１　経営理念・運営方針	６０	５１．９
	２　法人の運営体制	６０	４６．３
	３　施設運営	１２０	９２．１
	４　地域共生社会の推進	６０	４８．８
	５　計画の実現性	５０	４２．６
合　　計		５００	４０２

（４）総合結果

評 価 項 目	合計点	労働者協同組合 ワーカーズコープ・ センター事業団
第一次審査	４００	３１４
第二次審査	５００	４０２
合　　計	９００	７１６
評価段階		B

評価　A　８割以上の得点（７２０点以上）
　　B　６割以上の得点（５４０点以上）
　　C　６割未満の得点（５４０点未満）

（５）財務状況審査

令和８年６月に実施した専門機関による診断に基づき評価を行った。

指定管理者候補者	評　価
労働者協同組合ワーカーズコープ・ センター事業団	A

５　選定理由

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団を東陽福祉会館の指定管理者候補者として選定する。

当該法人は、利用者の声を聴くことで信頼関係を構築し、利用者の培ってきた経験や技術を活かした事業を開催することで、生きがいづくりに寄与するよう努めている。また、他機関とも連携することで多くの繋がりを持ち、切れ目のない支援を提供できるよう積極的に取り組んでいる点も高く評価された。

法人の財務状況は、経営成績が黒字を継続している中、事業利益が前年比より大幅な増益、経常利益も同様に増益となっており、指定管理期間５年間の安定した運営が可能である。

本年、当該法人職員による不適切事案が他自治体において２件発生したが、①他自治体の指定取り消しが本区の指定管理者候補者選定の法的な妨げとならないこと、②専門部会による審査の結果、候補者として選定することができる点数を当該法人が得ていること、③これまで本区の指定管理業務において当該法人の不正行為は発生しておらず、今回の不適切事案後に実施した当該法人による監査においても不正行為は見つからなかったこと、④当該法人が本事案を真摯に受け止め、組織全体で徹底した再発防止策に取り組んでいること、⑤年度評価、第三者評価をはじめ、これまでの当該法人による施設運営は高く評価できること、これらの理由により、当該法人を指定管理者候補者として選定することとした。